

3 その他

■ 国土交通大臣免許の有効期間（3ページを参照）

■ 免許換えに伴う営業保証金の取扱い

免許換え後、現に供託している営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、下記のとおりとなります（免許換えの申請手続については、14ページ～15ページを参照）。

現免許権者 → 免許換え後の免許権者	営業保証金の供託	
都道府県知事 → 国土交通大臣	供託の場合 ※1	本店の所在地を管轄する供託所に追加供託
	保証協会加入の場合	弁済業務保証金分担金の追加 (保証協会へ手続を御確認ください。)
国土交通大臣 → 都道府県知事	供託の場合 ※2	廃止した従たる事務所（支店）分の取戻し手続をする。 【取戻し公告手続必要】 (取戻しの手続については、関東地方整備局へ御確認ください。)
	保証協会加入の場合	(保証協会へ手続を御確認ください。)

※1 従たる事務所の設置に伴う営業保証金については、関東地方整備局に届出をしてください。

※2 国土交通大臣免許から、東京都知事免許へ免許換えされた場合の「営業保証金供託済届出書」の提出について
免許の通知（はがき）が届きましたら、東京都知事宛「営業保証金供託済届出書」を作成し提出してください（添付書類については、35ページを参照）。

- 国土交通大臣免許の場合、下記の書類等は、直接**関東地方整備局**に「持参」してください。

書 類 名 等		持 参 時 に 留 意 す る こ と
国土交通大臣免許	営業保証金供託済届出書	届出時に供託書の「原本」とその写しを1部必ず持参 (供託書は確認の上、その場で返却します。) 控えが必要な場合は、届出書の写しを持参
	営業保証金の保管換えをした届出書	
	営業保証金を変換した届出書	

- 国土交通大臣免許の場合、下記の書類等は、直接**関東地方整備局**に「郵送」してください。

書 類 名 等		郵 送 時 に 留 意 す る こ と
国土交通大臣免許	免許証書換え交付申請書	免許証原本と返信用封筒を必ず同封
	免許証再交付申請書	
	営業保証金取戻し公告済届出書	控えが必要な場合は、返信用封筒を必ず同封
	債権の申出に係る証明願	印鑑証明書（原本は還付します。）、返信用封筒を必ず同封
	廃業等の場合に伴う免許証の返納	

■ 提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
 さいたま新都心合同庁舎2号館
関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産業第二係
 ☎ 048-601-3151 (内線 6657)

■ 郵送方法

郵送は、簡易書留等、配達を確認できる方法で送付してください。返信用の封筒には、送付先を記入し簡易書留郵便分の切手を必ず貼付してください。

※ 免許申請時（新規・更新・免許換え）には、免許証送付用の封筒（送付先を記入し、簡易書留郵便分の切手を貼付した角2封筒）を申請書と併せて提出してください。